



議案第九十五号

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合の解散について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十八条の規定により、昭和四十七年十二月二日をもって、鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合を解散する。

昭和四十七年九月十八日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎